

市民による公益活動への基金制度について

1. 中野区公益活動推進基金の事例より

(1) 制度の概要

「中野区区民公益活動の推進に関する条例」に基づき、区による積み立てと区民や事業者からの寄付金による基金によって、区長の諮問機関である「区民公益活動推進協議会」の審査を経て、区民団体の公益活動を助成する制度。

区内では、様々な区民団体が自主的に幅広い分野で公益活動を行っています。豊かな地域社会を築くために、柔軟性・機動性などの特長を生かし、サービスを提供する区民団体の公益活動の発展が期待されています。区民公益活動推進基金は、こうした活動がよりいっそう発展していけるよう、区民、事業者のみならずからの寄付金等を積立て、この基金から助成を行うことにより、みなさまが資金面から公益活動を応援するしくみとして、平成 18 年 4 月に設けたものです。

この基金から、区民公益活動推進協議会の審査を経て、区民団体の公益活動に必要な資金の助成を行っています。

なお、平成 20 年度の税制改正により、個人住民税の寄付金控除制度の見直しが行われ、これまでの寄付をした金額のうち、10 万円を超える部分を所得から控除する「所得控除方式」から、5 千円を超える部分を直接税額から控除する「税額控除方式」に改正がされました。これにより個人住民税の軽減の効果が大きくなりました。

「ふるさと納税制度」による寄付金控除によって、従来よりもさらに優遇されるようになったこの機会に、ぜひ区民公益活動推進基金に寄付をして、区内で活動する区民団体の公益活動を応援してください。

【基金のしくみ】



「ふるさと納税制度」による寄付金控除によって、従来よりも区民や事業者が寄付をしやすくなった。

中野区ホームページより

(2) 寄付の方法と分野

- ・ (1)窓口で直接持参、(2)振込み、(3)電子申請がある。
- ・ 寄付の際には、寄付の活用先として、活動分野や具体的な活動・事業(団体)を希望することができる。ただし、助成する事業を決定していく中で、寄付者の意向に沿う有効な活用を図るが、必ずしも希望通りに助成できるものではない。

(3) 助成団体の選定について

① 対象事業

次のすべての要件を満たす事業が対象となる。1 団体 1 事業とし、事業の分野は問わない。

- ・ 自発的に行う不特定多数のもの利益の増進に寄与する、非営利の事業
- ・ 平成 21 年度 3 月末までに終了する事業(事業の実施が申請年度内であれば、申請前に実施済みの事業も対象になります)
- ・ 宗教・政治・選挙活動を目的としない事業
- ・ 国または地方自治体(中野区を含む)、中野区から助成を受ける団体の、いずれからも助成等を受けない事業

② 応募できる団体

次の要件をすべて満たす団体が対象となる。

- ・ 区民が自主的に組織する非営利の団体であること(社会福祉法人等の法人を除く。NPO 法人は可)
- ・ 主たる事務所又は連絡場所が区内にあること
- ・ 規約及び会員名簿等有すること
- ・ 「希望者は任意に加入又は脱退ができる」等、団体の運営が民主的に行われていること
- ・ 区民を対象とした公益活動の実績が原則として 1 年以上あり、継続的かつ計画的に活動を行っていること

③ 助成額

1 団体につき 1 事業、30 万円まで(助成対象経費総額の 3 分の 2 以内)

④ 助成対象経費

謝礼金、交通費、保険料、印刷・製本費、消耗品等購入費、施設使用料、その他(区長が必要と認める経費) ※団体の運営経費は対象外

⑤ 審査基準

- ・ 区民生活への貢献度
- ・ 先駆性・創造性
- ・ 発展性・継続性
- ・ 実行可能性
- ・ 区民ニーズの把握
- ・ 経費の妥当性

(4) 中野区区民公益活動推進協議会

中野区区民公益活動推進協議会は、「中野区区民公益活動の推進に関する条例」に基づき設置している区長の附属機関であり、委員は10人以内で、区民6人以内、学識経験者4人以内によって構成される。任期は委嘱の日から2年。

【主な職務】

- ・公益活動を行う区民団体への資金の助成や区民の公益活動の推進に関する事項について審議する。
- ・区民公益活動推進基金から行う区民団体の公益活動への助成について審査する。
- ・区民の公益活動の推進に関して、必要に応じて区長に意見を述べる。

(5) 平成20年度区民公益活動推進基金からの助成事業について

平成20年度は13事業の応募があり、区民公益活動推進協議会による審査結果をふまえ、以下の9事業を助成金交付事業（助成総額1,949,173円）としている。

【平成20年度助成金交付事業】

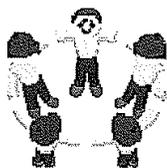
	団体名・代表者名	事業名	事業概要 ※各団体から提出された申請書からの転載	申請額/ 助成額(円)
1	(特活) ギャラリー プラザネット・関口 勲	第二回手作り アート体験 コーナー による地域 活性化支援	NPO法人ギャラリープラザネット(事務局:中野区上高田)が実施する事業で、中野区民を対象とした手作り作品の体験コーナーと展覧会を設定することで地域住民の物づくり意欲を活性化し、生き生きとした地域づくりを進める活動です。川島商店街などで3~7日間単位の催し物で、区民の人々が参加した地域に密着した活動を目指します。	240,000 /200,000
2	きょうされん・西 村 直	第3回きょう されん寄席	中野区民に向けておこなったこれまでの2回をもとに、さらに寄席の醍醐味と伝統芸能の素晴らしさを伝える第3回きょうされん寄席。今回は芝居噺という珍しい落語を、日本でただ一人継承している林家正雀さんを真打に、新人とベテランを織り交ぜた充実のラインナップです。障害のある人でも観客として観ることができずし、運営スタッフとして手伝ってくれる人も居ます。障害があってもなくても笑いは同じです。腹の底から笑っていただきたいと思います。	300,000 /240,000
3	(特活) クリエイ ティブスマイル ・笠尾 敦司	オパケーシ ョン	子どもが考えたオバケをデザイナーが実社会で活躍できるキャラクターにデザインする。できあがったオバケキャラクターを他のNPOなどの団体の活動の活性化に役立つように使ってもらったり、ここでできたオバケを用いた子どもの創造性を育てるワークショップを他団体と協力して実施する。	189,173 /189,173
4	(特活) すみれの 庭・小杉 裕子	ほっこり自然 な子育て 応援します	子どもがその子らしく育つ、自然な育児をしたいお母さんのために、学び・考え・感じる機会を提供します。	200,000 /200,000
5	なかのハロウイ ン実行委員会・服 部 裕子	なかのちび っこハロウ インパレード	1. 中野北口商店街を仮装して行進するハロウィンパレード 2. 中野サンプラザ広場でのハロウィン仮装コンテスト 3. 商店街と地域住民のハロウィン装飾作り教室	290,000 /200,000
6	なかの洋舞連 盟・正田 千鶴	第10回国 際ダンスコ ンペティシ ョン	舞踏の可能性を求め、新星の発掘、ダンスの発展と大衆化をはかる。この目的を達成する為に、各部門とも「技術」「個性」「芸術性」「ダンサーの輝き」などを含めて「観る人に感動を与えることができるか」どうかという視点で、ジャンルを超えた予選・決選審査をします。また、点数による審査とは別に、踊り手としての飛躍に発展する可能性を具体的に開くための「スカウト制度」も併行して行います。演出家やプロデューサーが独自の視点で選出した方々を、TV番組、CM、ミュージカル等のオーディションに推薦します。	300,000 /200,000
7	二中ゆうねっ と・川崎 洋子	ゆうねっ とコミュニ ティスクール	学校(区立二中)を拠点として、地域ボランティアが子ども・大人対象に様々な企画による活動を展開し、楽しいコミュニティづくりを行う。	300,000 /240,000
8	(特活) 日本救助 犬協会 市川 宏 雄	救助犬 育 成・認定・ 実働試験	救助犬 育成試験・認定犬試験・実働試験	300,000 /240,000
9	(特活) 日本心身 機能活性化療法指 導士会・小川真誠	健康支援事 業	・認知症の予防と改善についての健康講座の開催 ・日常生活の中で簡単に出来る「心身機能活性化運動療法」の実践指導	300,000 /240,000



寄付をとおして 区民公益活動を応援しませんか？

中野区区民公益活動推進基金への寄付に ぜひ、ご協力ください！！

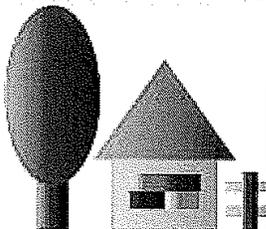
区では、区民や事業者のみなさまからの寄付金等を「区民公益活動推進基金」に積立て、区民団体が行う公益活動の発展のため、この基金から団体の公益活動に必要な資金の助成を行っています。基金への寄付を通じ、資金面から公益活動を応援しませんか。



この区民公益活動推進基金に寄付された場合、所得税（または住民税）の確定申告の際に寄付金控除の対象となります。法人税や相続税についても税制上の措置があります。
※詳しくはお近くの税務署までお問い合わせください。

平成20年度には、9つの事業に基金から助成を行いました。

みなさまの寄付によって、さまざまな公益活動が支えられています。寄付へのお問い合わせは、下記担当までご連絡をお願いします。みなさまのご協力をお待ちしております。

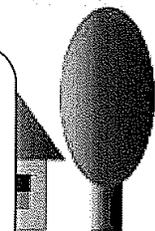


担当：中野区 区民生活部 地域活動分野 公益活動推進担当
(区役所9階11番窓口)

TEL 03-3228-5571

FAX 03-3228-5614

E-mail tiikikatudo@city.tokyo-nakano.lg.jp



2. 寄付金税制の拡充について

(1) 寄付金税制拡充の概要

- 平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことをねらいとして、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充された。
- 都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5千円を超える部分について、個人住民税所得割概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることとなり、寄付をしやすいするための制度としている。
- 従来から、各自治体や団体・企業等が、市民の公益活動を支援するための基金制度を設ける事例があったが、今回の税制改正を好機として、基金の拡大や基金制度創設の動きが期待される。

税制改正のイメージ(総務省ホームページより)

都道府県・市区町村に対する個人住民税における寄附金税制の拡充 (20改正のイメージ)		
	改正前	改正後
寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲	都道府県・市区町村	都道府県・市区町村
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	$\left(\begin{array}{l} \text{適用対象寄附金} \times \text{税率} \\ (10\%) \text{の軽減効果} \end{array} \right)$	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 [税額控除額の計算方法] ①と②の合計額を税額控除 ①「地方公共団体に 対する寄附金(※1) - 5千円」× 10% ②「地方公共団体に 対する寄附金(※1) - 5千円」× [90% - 0~40%] (※2) <small>〔寄附者に適用される 所得税の限界税率〕</small>
控除対象限度額	総所得金額等の25% (地方公共団体に対する寄附金 以外の寄附金の合計額)	総所得金額等(※)の30% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額) (※)総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額をいいます。
適用下限額	10万円	5千円

※ 所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

(2) 公益活動への寄付の意義

- 参加機会の提供：寄付行為を通じて、市民が団体の活動を理解し、参加する機会となる。
- 資金源：日本と比較して寄付が活発な米英では、NPO 団体の収入全体に占める寄付比率が高く、資金調達計画のひとつとなっている。
- 評価手段：団体の活動やその情報公開を評価するための一手段となる。

なお、他自治体の条例事例(⑧基金)については「参考資料8」、特に「中野区区民公益活動の推進に関する条例」については「参考資料8」P8~10を参照のこと。